



2025年3月10日

各 位

会 社 名 株式会社 山陰合同銀行
代 表 者 名 取締役頭取 山 崎 徹
コ ー ド 番 号 8 3 8 1 東証プライム
問 合 せ 先 執行役員 経営企画部長
高 橋 毅
(TEL 0852-55-1000)

従業員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ

株式会社山陰合同銀行（取締役頭取：山崎 徹、以下「当行」）は、2025年3月10日開催の取締役会において、当行グループの従業員に対して当行の株式を給付する株式報酬制度「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

これは、従業員のさらなる成長を通じて、お客様へより一層付加価値の高いサービスを提供することを目的としています。従業員の「当行業績および株価向上への貢献意欲」および「エンゲージメント」の向上を図り、従業員と経営とが一体となって中長期的な企業価値向上に挑戦する風土の醸成を図ります。

なお、下記の内容は、今後の検討状況により変更する可能性があります。

記

1. 本制度導入の目的

- (1) 当行は、「地域の夢、お客様の夢をかなえる創造的なベストバンク」を経営理念に掲げ、地域・お客様の課題解決を通じて、地域やお客様とともに持続的に発展・成長することを目指しております。

経営理念の実現を支える最大の柱は人材であり、経営上の重要課題であると認識し、中期経営計画において重点施策に掲げ、人材育成の強化、働きやすい職場環境の整備に努めています。人的資本への取り組みを強化し、高い課題解決力を有すプロフェッショナルな人材が集まり、育ち、能力を最大限発揮できる組織とすることで、経営理念の実現を目指しています。

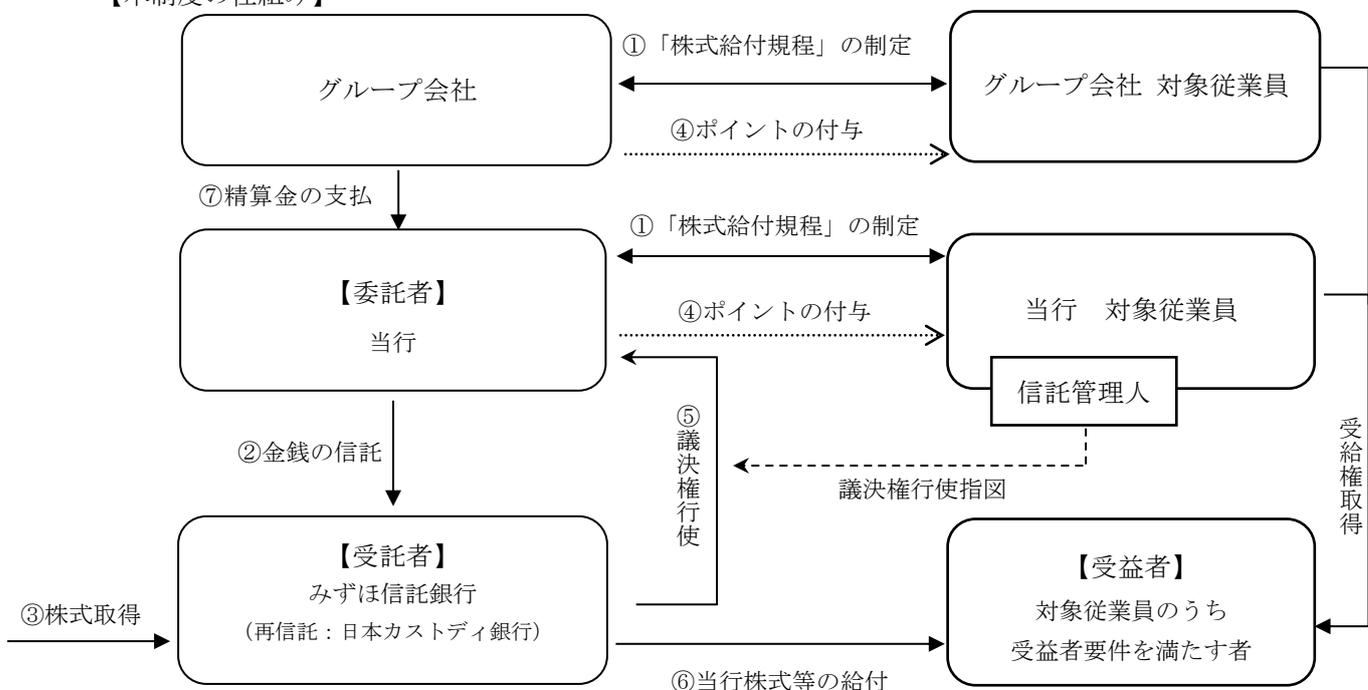
- (2) こうした取り組み強化の一環として、本制度を導入することといたしました。本制度の導入により、当行グループ従業員の当行業績や株価上昇への貢献意欲およびエンゲージメントの向上を図り、お客様へより一層付加価値の高いサービスを提供することを目的としています。

2. 本制度の概要

- (1) 本制度は、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当行が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当行グループの対象従業員に対し当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当行株式等」といいます。）を給付する仕組みです。
- (2) 当行は、対象従業員に対し個人の業績貢献度および当行の業績達成度合いに応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当行株式等を給付します。対象従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。
- (3) 本制度は、個人の業績貢献度や中期経営計画の連結当期純利益の目標額達成度合いに連動する仕組みであり、従業員にとって中長期的な当行の企業価値向上に向けたインセンティブが働く仕組みとします。

なお、本制度における信託の設定時期、金額等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

【本制度の仕組み】



- ① 当行およびグループ会社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当行は、株式給付規程に基づき対象従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、取引所市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当行およびグループ会社は、株式給付規程に基づき対象従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。ただし、対象従業員が株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当行株式の時価相当の金銭を給付します。
- ⑦ グループ会社は、グループ会社の従業員が当行株式等の給付を受けた後、当行に対して、所定の精算金を支払うものとなります。

3. 本信託について

- (1) 名称 : 株式給付信託 (J-ESOP)
- (2) 委託者 : 当行
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 当行グループの従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当行グループの従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当行株式等を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日 : 2025年8月 (予定)
- (9) 金銭を信託する日 : 2025年8月 (予定)
- (10) 信託の期間 : 金銭を信託する日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

4. 本信託における当行株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当行普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 未定
- (3) 取得株式数の上限 : 未定
- (4) 株式の取得方法 : 未定
- (5) 株式の取得期間 : 2025年8月 (予定)

以 上